

Information 健康福祉課

## 介護保険料および後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収開始

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および原子力災害により避難指示などが出された区域のうち、旧緊急時避難準備区域および平成26年12月31日までに解除された避難指示解除準備区域に居住していた方で、一定所得以下の方または世帯の**令和5年度における国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料について、本来の賦課額の2分の1を納めていただくこととなります。**

介護保険料については、介護保険法第135条より、原則、年金からの天引きとなる特別徴収を開始いたします。介護保険料の対象者は、令和5年4月1日時点で広野町に住民票のある65歳以上の第一号被保険者の方で、年金（老齢年金・退職年金、遺族年金および障害年金）の年額18万円以上を受給されている方となります。

後期高齢者医療保険料については、75歳以上または一定の障がいを持つ65歳以上の方で、年金の受給額が年額18万円以上かつ介護保険料と年金からの特別徴収を合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。

年金からの特別徴収は、令和5年10月支給の年金から開始されます。

なお、これらに該当しない場合は普通徴収となります。支払い方法は納付書または口座振替となりますが、納め忘れの無いよう**口座振替をご活用ください。**

保険料や納期などについては、令和5年7月以降に送付いたします「保険料納入通知書」でご確認ください。

| 特別徴収と普通徴収 |  |  |
|-----------|--|--|
|           | 対象者  | 納付方法   |
| 特別徴収      | ○老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方<br>*手続きは必要ありません  | 受給されている年金から自動徴収されます。   |
|           | ○年金を受給されていない方<br>○年金の受給額が年額18万円未満の方<br>○特別徴収の要件を満たしていても、以下の条件に該当する方<br>1. 令和5年4月1日以降に65歳になられた場合（介護保険料）<br>2. 令和5年4月1日以降に75歳到達または、65歳以上で一定の障がいをお持ちの場合（後期高齢者医療保険料）<br>3. 他の市町村から広野町へ転入された場合<br>4. 年度の途中で所得段階の区分が変更となった場合<br>5. 年金の再裁定などにより年金の種類や金額が変更された場合（特別徴収が継続される場合もあります。）<br>6. 年金の支払いが停止（一部停止）になった場合 | 納付書でのお支払いまたは口座振替となります。<br><br>口座振替取り扱い金融機関については下記の通りです。<br><br>・あぶくま信用金庫<br>・ゆうちょ銀行<br>・東邦銀行<br>・福島さくら農業共同組合 |
| 普通徴収      |  |  |

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

○**令和5年8月1日から被保険者証が新しくなります**  
・現在お使いの被保険者証（ピンク色）は、令和5年7月31日で有効期限が切れるため使用できなくなります。令和5年8月1日から令和6年7月31日の期間は7月下旬に交付する被保険者証（オレンジ色）をご使用ください。

・期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福祉課窓口まで返却してください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113  
福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

Information 健康福祉課

## ひろの健康ポイントカードの賞品に関する変更のお知らせ

満80ポイントの賞品「ニツ沼直売所利用券」について、令和5年4月からニツ沼直売所が広野町の直営となったことから、賞品の対象外となります。ニツ沼直売所に代わるものとして、「イオン広野店」でのお買い物に使える利用券1,000円分（500円券×2枚）を贈呈いたしますので、楽しみにされていた町民の皆様

様には申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113



Information 健康福祉課

## 原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方（または世帯）（※）  
※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料（税）**  
令和4年度まで・・・全額減免  
令和5年度・・・1/2減免  
令和6年度以降・・・減免終了
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金（利用者負担）**  
令和7年3月末まで・・・免除継続  
令和7年4月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住居票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

## 広野町高齢者日常生活用具給付等事業について

広野町では、在宅高齢者、ひとり暮らし高齢者などに対し緊急通報装置などを給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業を行っています。

- ・緊急通報装置（貸与）  
おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など
- ・マゴコロボタン（貸与）  
おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者など

■緊急通報装置  
会津若松市のアイネット株式会社に業務を委託しており、ご自宅への取り付けから撤去までをアイネットの担当者が行います。緊急時にボタンを押すだけでアイネットのコールセンターに繋がります。医療専門員が対応します。コールセンターには24時間無休で電話がつながりますので、真夜中の緊急時にも相談、救急車の要請が可能です。また、申請時に家族などの緊急連絡先を協力員として登録しておくことで、緊急時にはアイネットから協力員にも連絡が行きます。毎週1回お元気コールが来ますので、安否確認にもなります。

■マゴコロボタン  
町が事業者からマゴコロボタンを購入し、利用希望者に貸与します。町が管理するシステムでボタンの押下履歴を確認できますので、**毎日最低1回ボタンを押すだけで日々の安否確認**に繋がります。2日以上連続してボタンの押下が確認できない場合は翌営業日にお電話または訪問をさせていただきます。また、利用者の希望に応じてお薬の時間のお知らせや緊急地震速報、熱中症警戒情報などのメッセージ配信ができます。さらにボタンを続けて2回押下することで、町が委託するコールセンター（午前8時～午後6時、土日祝対応/年末年始を除く）から軽易な生活援助サービスについての御用聞きコールが来ます。コールセンターが広野町社会福祉協議会（午前8時30分～午後5時15分/土日祝、年末年始を除く）に希望する軽度生活援助サービスについて伝え、社協から詳しいお話を伺うためにお電話が来ます。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 福島地方気象台

## 防災気象情報について

大雨や台風は私たちの生活に大きな被害をもたらしています。普段から気象情報を十分に注意して風水害に備えましょう。気象庁では、風水害を防止・軽減するために警報や注意報などの気象情報や防災情報をリアルタイムで発信しております。

—アクセス方法—

- 気象庁のホームページ  
あなたの街の防災情報 でクリック
- スマートフォンからアクセス  
トップページに、福島県の防災気象情報にアクセスできるボタンがあります。

福島地方気象台HP